

香川県赤十字有功会  
入会のご案内



日本赤十字社

Japanese Red Cross Society

香川県赤十字有功会

## 赤十字有功会とは

- 日本赤十字社に対するご寄付により、日本赤十字社有功章（金色・銀色）という表彰を受章された皆様の有志で組織している**赤十字の支援団体**で、都道府県ごとに全国で結成されています。
- 赤十字有功会は、日頃から赤十字事業に対する支援や災害義援金等への協力、また会員相互の交流と親睦を図る行事や活動を行っています。

名 称	香川県赤十字有功会（かがわけんせきじゅうじゅうこうかい）
設 立 年 月 日	平成16年1月29日
会 長	佐伯 勉（公益財団法人 松平公益会 理事長）
会 員 数	137会員〔個人会員 49会員・法人会員 88会員〕 *平成30年3月31日現在
事 務 局	日本赤十字社香川県支部 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター内 TEL087-861-4618（担当：太田）

## ご入会いただくには

- 日本赤十字社に対する20万円以上のご寄付により『**日本赤十字社有功章**』を受章された方であれば、個人・法人を問わず入会できます。



銀色有功章  
（個人・法人 楯式）



金色有功章  
（個人 勲章式）



金色有功章  
（個人 綬式）



金色有功章  
（法人 楯式）

※なお、「日本赤十字社有功章」の伝達式は、毎年、香川県赤十字有功会総会において日本赤十字社香川県支部長（香川県知事）の手渡しにより行なっています。



## ご入会方法

- 事務局に、氏名（法人名）、住所、連絡先電話番号をお知らせください。折り返し、会則、年会費振込書等をお送りいたします。
- 年会費は、5,000円です。

## 主な行事・活動

- 年間を通じて、赤十字事業に対する様々な支援、また総会をはじめ、会員相互の交流と親睦を図る行事や活動を行っています。
  - ・総会の開催
  - ・赤十字事業への支援（青少年赤十字トレーニング・センター参加者に文房具を贈呈）
  - ・親睦旅行の実施
  - ・赤十字活動資金、災害義援金、海外救援金等の協力
  - ・赤十字募金箱、寄付金付自動販売機の設置協力



総会の開催



赤十字事業への支援

（青少年赤十字トレーニング・センター参加者に文房具を贈呈）



親睦旅行の実施

（平成26年11月熊本地震発生前の熊本城にて）

## 会員になられると

- 赤十字の各種情報紙をお送りいたします。
  - 『赤十字NEWS』（月1回）・・・国内外の赤十字社の活動を紹介
  - 『有功かがわ』（年1回）・・・香川県赤十字有功会の会報
  - 『日本赤十字社香川県支部事業報告』（年1回）・・・写真でみる香川県支部活動報告
- 高松赤十字病院の『人間ドック』の受診料金を助成いたします。（5,000円）
- 香川県赤十字有功会主催の行事・活動等のご案内をお送りいたします。
  - ・総会、講演会等のご案内
  - ・赤十字活動資金、災害義援金、海外救援金等のご協力案内
  - ・親睦旅行のご案内
  - ・高松赤十字病院で行う『健康医学講座』等のご案内 等

# 日本赤十字社の活動資金寄付に対する税制上の優遇措置

個人としてのご寄付			
措置の名称等	関係根拠条文	通用期間	措置の内容等
特定寄付金	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。(通常個人からの寄附金)
個人住民税にかかる寄付金控除の対象となる寄付金	地方税法第37条の2に基づく総務省告示地方税法施行令第7条	通年	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%)から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。[寄付者の所在地の日赤支部に寄付の場合に適用されますが、期間内の全ての寄附金が該当するわけではありません。]
相続税の非課税となる寄付金	租税特別措置法第70条	通年	贈与した財産の価格は、相続人の支払うべき相続税の課税価格に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付しなければなりません。

法人としてのご寄付			
措置の名称等	関係根拠条文	通用期間	措置の内容等
指定寄付金	法人税法第37条第3項第2号	毎年4月1日～9月30日	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、損金算入限度額にかかわらず全額損金に算入されます。(香川県支部の場合適用していない。)
特定公益増進法人に対する寄付金(特例扱寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	法人の通常に有する寄付金損金算入限度額の倍額までの範囲において拠出された寄付金は、法人の事業年度の所得の計算上、損金に算入されます。

 **日本赤十字社** 香川県支部  
Japanese Red Cross Society

〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター内  
TEL 087-861-4618 FAX 087-862-7010  
E-mail:nisseki@kagawa.jrc.or.jp ホームページ:http://www.jrckgw.com

